

農業雇用条件改善推進事業実施要領

第1 事業の目的

農業従事者の減少や高齢化に加え、全国的な人手不足の影響により、農業労働力不足が深刻化している。このような中、本県農業の持続的な発展のためには、雇用等により労働力を確保し、個別経営体の規模拡大を促進していくことが重要である。

しかしながら、農業は他産業に比べ雇用条件等の整備が遅れていることから、安定的に労働力を確保するためには、就業規則や労働保険を整備するとともに、安全かつ快適な作業環境づくりを進めることが必要である。

そこで、雇用労働力を確保し経営発展を図ろうとする農業経営体による雇用条件等の整備及び改善の取組を支援する。

第2 事業の内容

本事業の内容は、別表1のとおりとする。

第3 事業の実施

1 事業の実施期間

本事業の実施期間は原則として単年度とする。

2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 農地所有適格法人等の農業法人又は農業者であること。
- (2) 本県内の市町村長等が認定した認定農業者（農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定を受けている農業者）であること。
- (3) 第6の規定による事業実施主体の公表及び第10の3の規定による広報活動等への協力に同意があること。

3 採択の基準

本事業の事業実施計画の採択の基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施前年度と比較し、事業実施年度において雇用者数の増加が見込まれること。
- (2) 事業実施要望が予算額を上回る場合、別表2の基準により算出したポイントの上位の事業実施計画から順に予算の範囲内で採択するものとする。

4 事業実施計画の協議

事業実施計画の協議の手順は次のとおりとする。

- (1) 本事業を実施しようとする事業実施主体は、知事が定める期日までに、別記様式第2号により農業雇用条件改善推進事業実施計画書（以下「事業実施計画書」という。）を作成し、別記様式第1号に添えて知事へ正副2部提出するものとする。

- (2) 知事は、(1)の事業実施計画書の内容を審査し、適当と認められる場合はこれを承認し、事業実施主体へ通知するものとする。
- (3) 別表3で定める事業実施計画の重要な変更は上記(1)及び(2)の手続きに準じて行うものとする。
- なお、軽微な変更については必要に応じ知事に届け出るものとする。

第4 事業内容に関する基準

第2の事業の実施に当たり、次のとおり基準を定める。

1 雇用の基準

- (1) 本事業における雇用とは、事業実施主体と被雇用者との間で締結された雇用契約（書面による）に基づく雇用がされていることをいう。
- なお、(4)のウによる特定技能外国人を派遣により受け入れる場合は、事業実施主体と派遣会社との間で締結された派遣契約に基づく雇用（派遣）がされていることをいう。
- (2) (4)のオについて、事業実施主体が福祉事業所等に農作業の一部等を委託し、事業実施主体の営農活動に障害者が携わる農福連携の取組を行うことについても、同等として要件を満たすこととする。
- (3) 本事業における新たな雇用とは、事業実施年度の4月1日以降の雇用とする。
- (4) 本事業において、被雇用者を次のとおり区分する。
- ア 常雇いとは、期間の定めがない又は1年以上の雇用契約を締結し、かつ、週の所定労働時間が20時間以上である被雇用者であって、ウ及びエ以外の者とする。
- イ 臨時雇いとは、31日以上1年未満の雇用契約を締結し、かつ、週の所定労働時間が20時間以上である被雇用者であって、ウ及びエ以外の者とする。
- なお、31日未満の雇用期間の雇用契約を締結している被雇用者は、本事業における雇用者数に含めないこととする。
- ウ 特定技能外国人とは、特定技能の在留資格を有し、雇用（派遣の場合を含む）によって受け入れている者とする。
- エ 外国人技能実習生とは、技能実習の在留資格を有し、技能実習法に基づく技能実習を実施する目的で雇用により受け入れている者とする。
- オ 農福連携のうち福祉事業者等に農作業の一部等を委託し、事業実施主体の営農活動に障害者が携わる取組とは、年度内において農作業受託者の実働日数の合計が31日以上であることとする。
- (5) 本事業における雇用者数の増加とは、事業実施年度の被雇用者の区分毎の雇用人数に別表2の基準によるポイントをそれぞれ乗じて得られた値の合計値から、同様に算出した事業実施前年度の合計値を差し引いた値が正の値となることをいう。

2 専門家の基準

別表1の事業区分2において事業実施主体が助言を受ける専門家とは、次の（1）又は（2）のいずれかを満たす者とする。

（1）労務管理や農業経営の改善に関連する国家資格を有する者

例：社会保険労務士、中小企業診断士、普及指導員 等

（2）本県の農業関連団体において従事又は登録をしている者

例：農業協同組合の営農指導員、（株）日本政策金融公庫の農業経営アドバイザー、農業経営・就農サポート推進事業に基づき登録された専門家 等

3 物品の購入等の基準

別表1の事業区分2のイの実施に当たり対象となる経費の基準は、次のとおりとする。

（1）専門家の助言を元に、被雇用者が安全かつ快適に働けるよう、安全性や健康確保に必要となる物品の導入又は作業場の改修に係る経費であること。

（2）物品の購入及び作業場の改修に当たっては、1品・改修当たりの費用が10万円未満（税込み）であること。

（3）中古品や古材を利用することができるものとする。

（4）既存の物品の代替として同種・同能力のものに更新する場合は、本事業の対象としない

（5）作物の栽培や家畜の飼料に供する資材や用具、機械は本事業の対象としない。

第5 事業の推進体制

事業実施主体は、県及び関係団体の指導・協力を得て本事業を適正に行うものとする。

第6 事業実施主体の公表

県は、事業実施主体の氏名又は法人名、所在する市町村及び事業内容を公表するものとする。

第7 事業実施対象の管理運営

事業実施主体は、本事業によって整備及び改善した雇用条件並びに作業環境を改善する目的で導入した物品等について、適正に管理運営を行うものとする。

第8 助言・指導

県は、本事業の円滑な推進を図るため、予算の範囲内において別に定めるところにより助成を行うほか、事業の実施について指導を行うものとする。

第9 書類等の経由

本事業に係る書類等の提出については、原則として所轄農業事務所長を経由するものとする。

第10 事業実施上の留意点

1 事業の着手

事業の着手に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 事業実施主体は、本事業を千葉県補助金等交付規則第4条の交付の決定（以下「交付決定」という。）前に着手する場合にあつては、あらかじめ、県の適正な指導を受けた上で、農業雇用条件改善推進事業補助金交付決定前着手届（別記様式第3号）を知事へ正副2部提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、交付決定の前に着手する場合については、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから着手するものとする。
また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- (3) 交付決定の前に着手する場合については、知事は、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

2 書類の整備

事業実施主体は、本事業に係る帳簿及び証拠書類を事業完了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

3 広報活動等への協力

事業実施主体は、事業完了後に県が行う事例紹介等の広報活動並びにアンケート及びヒアリング等の事業成果に係る調査活動に協力するものとする。

4 補助金の返還

知事は、事業実施主体において次の事項が認められる場合、補助金の返還を求めることがある。

- ア 本事業で整備した雇用条件が適正に管理運営されていない場合
- イ 本事業で導入した物品等を事業目的に反して使用した場合
- ウ 本事業に係る被雇用者の雇用実績がない場合

5 切り替えの禁止

自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本事業に切り替えて補助の対象とすることは認めないものとする。

第11 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、令和2年2月12日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則
この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、令和 3 年 5 月 25 日から施行する。

附 則
この要領は、令和 4 年 5 月 19 日から施行する。

附 則
この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、令和 6 年 4 月 19 日から施行する。

別表 1 事業内容

事業区分 1 及び事業区分 2 共通	
(1) 事業区分 1 及び事業区分 2 のいずれの場合も、事業実施年度に新たな雇用により雇用者数を増加させることとする。 なお、雇用者数の算出方法は、第 4 の 1 の (5) に定める方法による。 (2) 事業区分 1 及び事業区分 2 について、それぞれ事業実施主体当たり 1 回限りの実施とし、同一年度に同時に実施することはできない。	
事業区分 1 雇用条件の整備	補助金額
次のア及びイのいずれか一方若しくは両方が整備されていない事業実施主体が行うア及びイの整備。 ただし、ア又はイのいずれか一方が整備済みである事業実施主体については、未整備方のみを整備すればよいものとする。	20 万円 (定額)
ア 就業規則 新たに就業規則を作成・整備する。 なお、就業規則が整備済みである事業実施主体については、イの整備と併せて行う場合、就業規則を改善することができる。	
イ 労働保険 新たに労働保険（労災保険及び雇用保険）へ加入する。 ただし、事業実施主体が法人経営の場合、労働保険に加え、社会保険（健康保険及び厚生年金保険）へも加入しなければならない。 なお、被雇用者全てが、第 4 の 1 の (4) のエの規定による外国人技能実習生であって、その人数が 5 名未満である場合、労働保険のうち雇用保険へ加入しないことができる。	
事業区分 2 雇用条件等の改善	補助金額
事業区分 1 のア及びイの両方の雇用条件が整備されている事業実施主体が専門家の助言を受けて行う次のア又はイのいずれか一方若しくは両方の改善。 ただし、対象経費（専門家への支払経費（税抜き）及び作業環境の改善に係る経費（税抜き））の合計額が 20 万円以上となる場合に限る。	20 万円 (定額)
ア 就業規則 既に整備済みの就業規則を見直し、諸手当の創設等の改善を図る。	
イ 作業環境 安全かつ快適な作業環境の改善をするため、物品の購入や作業場の改修を行う。なお、農業雇用労働力対策就業環境整備事業（平成 30 年 7 月 31 日担い手第 486 号）との併用はできないものとする。	

別表 2 採択基準

事業区分 1 及び事業区分 2：雇用者数に係る共通ポイント

項 目	被雇用者の区分	ポイント	備 考
雇用者数	ア 常雇い	5 点／人	・ 期間の定めがない又は 1 年以上の雇用契約 かつ ・ 週の所定労働時間が 20 時間以上
	イ 臨時雇い	3 点／人	・ 雇用契約期間が 31 日以上 1 年未満 かつ ・ 週の所定労働時間が 20 時間以上
	ウ 特定技能外国人	5 点／人	
	エ 外国人技能実習生	4 点／人	
	オ 農福連携のうち福祉事業者等に農作業の一部等を委託し、事業実施主体の営農活動に障害者が携わる取組	3 点 ／31 日	農作業受託者の実働日数の合計が 31 日以上であること。
事業区分 1：雇用条件の整備（就業規則）の加点ポイント （次の項目の新設又は改善を計画する場合加点する）			
項 目	ポイント	備 考	
① 通勤手当の支給	1 点		
② 家族手当の支給	1 点		
③ 住宅手当の支給	1 点	貸与の場合も可	
④ 役付・技能・資格手当の支給	1 点		
⑤ 割増賃金の支給 （時間外労働割増又は休日労働割増）	1 点		
⑥ 定期昇給の実施	1 点		
⑦ 賞与の支給	1 点		
⑧ 退職金の支給	1 点		
⑨ 作業着（作業用品）の支給	1 点	貸与又は手当の支給の場合も可	
⑩ 健康診断の実施	1 点		
⑪ 安全衛生教育の実施	1 点	農業機械・農薬使用・疾病予防教育等の実施	

別表 3 事業実施計画の重要な変更

事業区分	事業実施計画の重要な変更
1 雇用条件の整備	1 事業の中止又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 雇用数の減少 （ただし、第4の1の（5）により算出する雇用者数が、零又は負の値となる場合に限る）
2 雇用条件等の改善	1 事業の中止又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 雇用数の減少 （ただし、第4の1の（5）により算出する雇用者数が、零又は負の値となる場合に限る） 4 事業費の減少 （ただし、対象経費の合計額が20万円（税抜き）を下回る場合に限る）

別記様式第1号

年 月 日

千葉県知事

様

事業実施主体住所

事業実施主体名

代表者氏名

農業雇用条件改善推進事業実施計画の協議について

このことについて、農業雇用条件改善推進事業を別添実施計画書のとおり実施したので、農業雇用条件改善推進事業実施要領第3の4の（1）により、別添（別記様式第2号）のとおり実施計画書を添えて提出します。

農業雇用条件改善推進事業実施計画書

第1 事業実施主体の概要

1 事業実施主体名 ※法人の場合は法人名及び代表者の職氏名を記載

2 事業実施主体の所在地及び連絡先

住 所：

電話番号：

FAX 番号：

メールアドレス：

担当者職氏名：

3 雇用条件の整備状況

就業規則 : (整備 / 未整備)

労災保険 : (整備 / 未整備)

雇用保険 : (整備 / 未整備)

【事業実施主体が法人の場合】

健康保険 : (整備 / 未整備)

厚生年金保険 : (整備 / 未整備)

4 認定農業者（農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定）の認定状況

※複数の市町村で認定を受けている場合は全て記載

認 定 日 : 年 月 日

市町村名：

第2 実施する事業内容 ※1又は2の該当事項に☑を入れること。

□1 雇用条件の整備

□ア 就業規則の整備

□イ 労働保険の整備（事業実施主体が法人の場合は、更に社会保険を整備すること）

□2 雇用条件等の改善

□ア 就業規則の改善

□イ 作業環境の改善

第3 雇用計画

1 新たな雇用（本年度4月1日～3月31日に雇用開始）の計画

被雇用者の区分	人数	氏名	氏名	氏名
常雇い				
臨時雇い				
特定技能外国人				
外国人技能実習生				

※農福連携の取組の場合

作業内容	受託者（件）	実働日数（日）

注1）本実施計画書作成時点で新たな雇用がされていない場合、氏名の記入は不要。

注2）農福連携の取組について、同一日に2以上の農作業を行う場合、同一日に2以上の受託者が農作業を行う場合は、1日として実働日数をカウントする。

注3）農福連携の取組について、営農に携わる障害者は、障害者雇用促進法の対象となる範囲の者とする。

2 雇用数の増加計画

被雇用者の区分	A	B	C	D	E	F
	設定ポイント	事業実施前年度実績 (前年度4月1日～3月31日)		事業実施年度計画 (本年度4月1日～3月31日)		雇用者数の増加 E-C
		雇用人数	ポイント B×A	雇用人数	ポイント D×A	
常雇い	5点／人	人	点	人	点	
臨時雇い	3点／人	人	点	人	点	
特定技能外国人	5点／人	人	点	人	点	
外国人技能実習生	4点／人	人	点	人	点	
農福連携	3点／31日	日	点	日	点	
合 計			点		点	点

←プラス値と
なるように作成

↑
第5の共通ポイントとなる

注1) 被雇用者との間で雇用契約を締結している場合に限り、カウント対象とする。

注2) 特定技能外国人を派遣形式で受け入れる場合は、派遣会社との間で派遣契約を締結している場合に限り、カウント対象とする。

注3) 合計（F列の合計値）がプラス値となること（0値やマイナス値とならないこと）。

注4) 「農福連携」：農福連携の福祉事業者等に農作業の一部等を委託し、事業実施主体の営農活動に障害者が携わる取組。

※第2の「1 雇用条件の整備」を実施する場合使用

第4 事業実施計画

1 雇用条件の整備の目的

--

2 雇用条件の整備の内容

※該当項目に☑を入れること

項 目	必須・任意の別	現状 (A) (事業実施前)	実施計画 (B) (事業実施後予定)	設定ポイント (C) (B列の☑項目を加算)
ア 就業規則の整備	必須	整備済 ☐	新設 ☐ 改善 ☐	
就業規則に設ける項目 (加点ポイントとなるもの)				
① 通勤手当の支給	任意	整備済 ☐	新設 ☐ 改善 ☐	1点
② 家族手当の支給		整備済 ☐	新設 ☐ 改善 ☐	1点
③ 住宅手当の支給		整備済 ☐	新設 ☐ 改善 ☐	1点
④ 役付・技能・資格手当の支給		整備済 ☐	新設 ☐ 改善 ☐	1点
⑤ 割増賃金の支給 (時間外労働割増又は休日労働割増)		整備済 ☐	新設 ☐ 改善 ☐	1点
⑥ 定期昇給の実施		整備済 ☐	新設 ☐ 改善 ☐	1点
⑦ 賞与の支給		整備済 ☐	新設 ☐ 改善 ☐	1点
⑧ 退職金の支給		整備済 ☐	新設 ☐ 改善 ☐	1点
⑨ 作業着 (作業用品) の支給		整備済 ☐	新設 ☐ 改善 ☐	1点
⑩ 健康診断の実施		整備済 ☐	新設 ☐ 改善 ☐	1点
⑪ 安全衛生教育の実施		整備済 ☐	新設 ☐ 改善 ☐	1点
			合 計	点
イ 労働保険の整備				
労災保険	必須	整備済 ☐	新設 ☐	
雇用保険	必須 ^{注1}	整備済 ☐	新設 ☐	
健康保険	法人の場合必須	整備済 ☐	新設 ☐	
厚生年金保険		整備済 ☐	新設 ☐	

←第5の加点ポイントとなる
【注】B列で新設又は改善に☑した項目のみ加算すること

注1) 被雇用者全てが外国人技能実習生であって、その人数が5名未満である場合、労働保険のうち雇用保険へ加入しないことができる

※第2の「2 雇用条件等の改善」を実施する場合使用

第4 事業実施計画

1 雇用条件等の改善の目的

--

2 専門家による助言計画

専門家の所属	所属名：〇〇会社 住 所：TEL： メール：
専門家の職・氏名	
専門家の属性 ※該当項目に☑を 入れること	☐ 社会保険労務士、 ☐ 中小企業診断士、 ☐ 普及指導員、 ☐ 農業協同組合の営農指導員 ☐ (株) 日本政策金融公庫の農業経営アドバイザー、 ☐ 農業経営・就農サポート推進事業に基づき登録された専門家 ☐ その他（ ）
助言を受ける時期	年 月 日 ()
助言を受ける内容	
費用（税抜き）	円

3 就業規則の改善計画 ※3は、就業規則の改善を行う場合に記載

--

4 作業環境の改善計画 ※4及び5は、作業環境の改善を行う場合に記載

--

5 作業環境の改善に係る物品の購入等の計画

物品の購入、 作業場の改修の区分	規格、 能力 等	単価 (税抜き)	事業量、 個数 等	事業費 (税抜き)
		円		円
		円		円
		円		円
合計(税抜き)				円

第5 基準ポイント

事 項	項 目	ポイント	備考
共通ポイント	雇用者数の共通ポイント	点	第3のE列の合計値を記載
加点ポイント	就業規則の加点ポイント	点	第4の2雇用条件の整備の内容のC列の合計値を記載
合 計		点	

注1) 共通ポイントは、全ての事業実施主体が記入すること。

注2) 加点ポイントは、第4の「2 雇用条件の整備の内容」で就業規則の加点ポイントとなる項目を新設又は改善する場合に記入すること（第2の「1 雇用条件の整備」を実施する場合のみ該当）。

第6 公表に対する同意事項

農業雇用条件改善推進事業実施要領第6の規定により、県が事業実施主体の氏名（法人名）、所在する市町村及び事業内容を公表することに同意します。

また、同要領第10の3の規定により、県が行う事例紹介等の広報活動並びにアンケート及びヒアリング等の調査活動に協力することに同意します。

年 月 日

事業実施主体住所
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

第7 添付資料

- (1) 誓約書（別記様式第2号別添様式1）及び役員等名簿（別記様式第2号別添様式2）
- (2) 被雇用者名簿（別記様式第2号別添様式3）※既に雇用している場合のみ
- (3) 農業経営改善計画認定書の写し
- (4) 被雇用者全員分の雇用契約書（労働条件通知書）の写し ※既に雇用している場合のみ
- (5) 新たな被雇用者の出勤簿（タイムカード）及び賃金支払明細書（賃金台帳）のそれぞれ3カ月分^注
※雇用を開始している場合のみ
※実績報告書提出までには3カ月分（雇用期間が3カ月未満の場合、全期間分）提出すること
- (6) 法人の定款（事業実施主体が法人の場合のみ）
- (7) 就業規則の写し（労働基準監督署の押印があるもの） ※既に整備している場合のみ
- (8) 労働保険（法人の場合は更に社会保険）の整備状況がわかる書類の写し（各窓口機関の押印があるもの）
※既に整備している場合のみ
- (9) 設計図、カタログ等（第2の2の「イ 作業環境の改善」を実施し、物品の購入や作業場の改修を行う場合）
- (10) 福祉事業所等への農作業委託による農福連携の取組を要件とする場合は作業日誌等

誓 約 書

年 月 日

千葉県知事 様

事業実施主体住所
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

印

事業実施主体（法人にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。））が農業雇用条件改善推進事業補助金交付要綱第2条第2項各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、補助金等の交付申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警本部に照会することについて承諾します。

また、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、事業計画の承認を受けられないこと、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

注意事項

- ※ 本人が自署で作成する場合、押印は原則不要とする。
- ※ 本人の自署とする場合は、本人確認書類の写しを添付すること。

別記様式第2号別添様式2

役員等名簿

番号	商号又は名称（半カナ）	商号又は名称（漢字）	氏名（半カナ）	氏名（漢字）	生年月日				性別 (M・F)	住所	職名
					元号 MTSHR	年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											

現在における（私・当法人）の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

注意事項

- ・本人が自署で作成する場合、押印は原則廃止とする。
- ・本人の自署とする場合は、本人確認書類の写しを添付すること。

事業実施主体住所
事業実施主体名
代表者氏名

印

役員など名簿には、補助を受けようとする事業を行う者が

- ・個人である場合は本人を記載すること。
- ・法人の場合は、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）を記載すること。

ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件事業計画又は補助金の申請に関する権限若しくは補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

別記様式第2号別添様式3

被 雇 用 者 名 簿

No.	新たな 雇用※	被雇用者の区分	雇用期間 (雇用契約書から転記)	氏 名	備 考
1	☐		年 月 日 ～ 年 月 日		
2	☐				
3	☐				
4	☐				
5	☐				
6	☐				
7	☐				
8	☐				
9	☐				
10	☐				

※事業実施年度の4月1日～3月31日に雇用を開始した被雇用者が該当する。該当する場合☑を入れること。

注1) この名簿には、第3の「2 雇用数の増加計画」でカウントの対象となる被雇用者のうち、名簿作成時点で雇用契約締結済み（雇用を開始している）被雇用者を全て記載する。

年 月 日

千葉県知事

様

所 在 地
事業実施主体名
代表者の氏名

農業雇用条件改善推進事業補助金交付決定前着手届

農業雇用条件改善推進事業実施計画に基づく別添事業について、補助金交付決定前に着手したいので、農業雇用条件改善推進事業実施要領第10の1の(1)の規定により、下記条件を了承の上、お届けします。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担するものとする。
- 2 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。

<別添事業>

1 事業内容 ※（１）又は（２）の該当事項に☑を入れること。

☐（１）雇用条件の整備

☐ア 就業規則の整備

☐イ 労働保険の整備

（事業実施主体が法人の場合は、更に社会保険を整備すること）

☐（２）雇用条件等の改善

☐ア 雇用条件の改善

☐イ 作業環境の改善

2 着手予定年月日

年 月 日

3 事前着手の理由